

第66回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 ▶ 2023年3月24日(金曜日)午前10時
議決権行使期限 ▶ 2023年3月23日(木曜日)午後5時まで

CONTENTS

第66回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	8
決議事項	
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役7名選任の件	
第3号議案 監査役2名選任の件	
第4号議案 補欠監査役2名選任の件	
事業報告	22
連結計算書類	50
計算書類	70
監査報告書	80



<https://s.srdb.jp/9755/>



招集ご通知の掲載内容が
パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からご覧い
ただけます。

証券コード 9755
2023年3月9日
(電子提供措置の開始日2023年3月2日)

株 主 各 位

東京都千代田区神田美土代町7番地
応用地質株式会社
代表取締役社長 成 田 賢

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を以下により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第66回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.oyo.co.jp/investor-relations/stock/annual-meeting-of-shareholders/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

ネットで招集 <https://s.srdb.jp/9755/>



なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することが

できますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法にて議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

【インターネット等による議決権行使の場合】

7頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認いただき、2023年3月23日(木曜日)午後5時までに議案に対する賛否をご入力ください。

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年3月23日(木曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。

記

1. 日 時 2023年3月24日(金曜日)午前10時
 2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目4番1号
K K R ホテル東京 11階 孔雀の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
- 報告事項**
1. 第66期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第66期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

本株主総会における新型コロナウイルス感染防止に関する対応について

本株主総会における新型コロナウイルス感染防止に関する対応について、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願いいたします。

1. 株主の皆様へのお願い

- ・本株主総会につきましては新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力、書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場は可能な限りお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ・書面またはインターネット等による議決権行使につきましては、6頁から7頁をご参照ください。
- ・株主総会会場の座席は、間隔を確保した配置とします。そのため座席数が大幅に減少しておりますので、ご用意した座席を超える場合には、別室でお聞きいただく場合がございます。ご了承くださいませようお願いいたします。
- ・なお、当日の株主総会の一部模様は、当社ウェブサイトにて2023年4月7日(金)から2023年6月30日(金)まで配信予定です。
- ・本株主総会へのご出席を予定されている株主の皆様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理なさいませぬようお願いいたします。

2. 当社対応について

- ・会場入口及び会場各所に消毒液を設置いたします。
- ・壇上の当社役員・執行役員及び当社スタッフは、マスクを着用させていただきます。
- ・本株主総会においては、感染拡大防止の観点から議事の時間を短縮して進行する予定です。

3. ご来場される株主の皆様へのお願い

- ・ご来場の際は、マスクの着用と消毒液のご使用にご協力をお願いいたします。
- ・会場入口において、サーモグラフィによる検温を実施させていただきます。発熱が認められた株主の皆様や体調不良と見受けられる株主の皆様には運営スタッフがお声がけし別室にてご参加いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

なお、今後の状況により、本株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.oyo.co.jp/>) にてお知らせいたします。



オンデマンド配信のご案内

当日、本株主総会にご出席されない株主の皆様のために、本株主総会の一部の模様について、その映像と音声をオンデマンドにて配信いたします。なお、万一同デマンド配信について不測の事態が発生した場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

期間 2023年4月7日(金)～ 2023年6月30日(金)

視聴希望の株主の皆様は、以下のURLにアクセスください。

応用地質株式会社/IR情報/株主総会

<https://www.oyo.co.jp/investor-relations/stock/annual-meeting-of-shareholders/>

または、サーチエンジンにて以下の検索を行ってください。

応用地質 株主総会

検索

スマートフォンから以下のQRコードを読み取る方法でもアクセスできます。



招集ご通知をインターネットで簡単・便利に!!

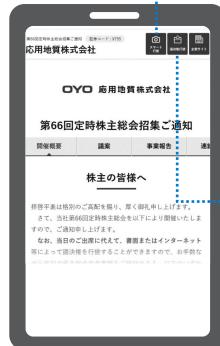


「ネットでの招集」のご案内

招集ご通知の掲載内容をコンパクトにまとめ、スムーズな画面遷移を実現した「ネットでの招集」。パソコン・スマートフォン・タブレット端末からいつでもどこからでもご覧いただけます。

アクセスはこちら

<https://s.srdb.jp/9755/>



「スマート行使」に簡単アクセス!

カメラが起動し、議決権行使書用紙のQRコードを撮影すると、ID・パスワードなしで議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。

議決権行使ウェブサイトへ簡単アクセス!

このボタンからインターネット議決権行使ウェブサイトへアクセスいただけます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席いただける場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
(当日ご出席の場合は、郵送〔議決権行使書〕又はインターネット等による議決権行使の
お手続きはいずれも不要です。)

株主総会開催日時 2023年3月24日(金曜日)午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



● 書面の郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を○印でご表示いただき、当社株主名簿
管理人に到着するようご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたも
のとして取り扱わせていただきます。

議決権行使期限 2023年3月23日(木曜日)午後5時まで

● インターネット等による議決権行使の場合

次頁をご参照のうえ、QRコードを読み取る「スマート行使」による方法、又は議決権行
使ウェブサイト▶<https://www.tosyodai54.net>にて、議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

議決権行使期限 2023年3月23日(木曜日)午後5時まで

詳細は次頁「インターネット等による議決権行使のご案内」をご覧ください。>>>

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である東京証券代行株式会社（以下）までお問い合わせください。

- (1) インターネット等による議決権行使の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-88-0768 (9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-49-7009 (平日9:00~17:00)

【機関投資家の皆様へ】

上記のインターネット等による議決権行使のほかに、あらかじめお申込された場合に限り、株式会社ICJ
が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネット等による議決権行使のご案内

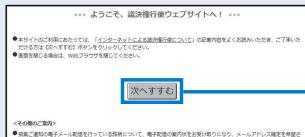
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.tosyodai54.net>

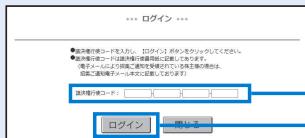


- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
「次へ」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

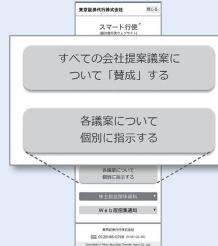
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただく、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使についての注意事項

※議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効といたします。複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効といたします。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

※パソコンまたはスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

※パスワード（株主様変更されたものを含みます）は、本定時株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。

※パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。

※パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされご使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、収益力の向上と財務体質の強化を図りながら、連結配当性向40%～60%を目処として、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

つきましては、当期末の1株当たりの配当を、24円00銭（中間配当とあわせて年間48円00銭）といたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき24円00銭、配当総額は591,555,144円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年3月27日(月曜日)といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

現任取締役9名（うち社外取締役3名）は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、取締役7名（うち社外取締役3名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	取締役会出席回数
1	再任 成田 賢 男性	取締役社長 (代表取締役)	100% 13回/13回
2	再任 天野 洋文 男性	取締役 専務執行役員	100% 13回/13回
3	再任 平嶋 優一 男性	取締役副社長 (代表取締役)	100% 13回/13回
4	新任 五十嵐 崇博 男性	副社長執行役員	-
5	再任 社外 独立役員 尾崎 聖治 男性	取締役	100% 13回/13回
6	再任 社外 独立役員 宮本 武史 男性	取締役	100% 13回/13回
7	再任 社外 独立役員 池田 陽子 女性	取締役	100% 10回/10回

- (注) 1. 上記候補者の選任は、当社取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の審議を参考にしております。取締役会の多様性と専門性を確保しつつ、意思決定の迅速化と業務執行に関する監督の独立性の向上を図るため、取締役の人数は9名から7名としております。指名・報酬委員会の委員は代表取締役1名と社外取締役3名、オブザーバーとして社外監査役2名で構成されており、第66期より委員長は社外取締役としております。
2. 上記候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 上記候補者が所有する当社の株式数は、2023年1月31日時点の株式数です。
4. 池田陽子氏の出席回数は、2022年3月25日の取締役就任後に開催された取締役会のみを対象としております。
5. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定にしております。当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者
番号

1

なり た
まさる
成田 賢

男性

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年 4月 当社入社	2005年 4月 当社専務執行役員
2002年 3月 当社執行役員	2005年 9月 新規事業企画室長
2004年 3月 当社取締役	2007年 3月 当社取締役副社長
2004年 4月 当社常務執行役員	2009年 3月 当社代表取締役社長（現任）
2005年 1月 業務統轄本部長	

■ 選任理由

成田 賢氏は、当社の事業部門及び経営管理部門における豊富な経験と実績を有しており、社長就任後は、当社グループの持続的な成長に向けた構造改革と基盤づくりに取り組み、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、同氏を当社の取締役候補者といたしました。

■ 生年月日

1953年11月15日

■ 所有する当社株式の数

24,312株

■ 取締役会の出席状況

13回/13回（100%）

候補者
番号

2

あま の ひろ ふみ
天野 洋文

男性

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年 4月 玉野総合コンサルタント(株) (現 日本工営都市空間(株)) 入社	2017年 4月 情報技術企画室長 (現 情報企画本部長) (現任)
2003年 9月 (株)ケー・シー・エス入社	2019年 3月 応用地震計測(株)取締役
2005年 8月 同社取締役	2020年 3月 (株)ケー・シー・エス取締役
2005年10月 同社代表取締役	2022年 4月 当社専務執行役員（現任）
2017年 3月 当社取締役（現任）	2022年 9月 三洋テクノマリン(株)社外取締役（現任）
2017年 4月 当社常務執行役員	

■ 選任理由

天野洋文氏は、当社グループ会社の事業部門及び経営者として豊富な経験と実績を有しており、デジタルトランスフォーメーション（DX）戦略を通して当社の情報分野の事業拡大に取り組むなど、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、同氏を当社の取締役候補者といたしました。

■ 生年月日

1966年1月4日

■ 所有する当社株式の数

2,781株

■ 取締役会の出席状況

13回/13回（100%）

候補者
番号

3

ひらしま
ゆういち
平嶋 優一

男性

再任

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年4月 (株)富士銀行 (現 (株)みずほ銀行) 入行	2015年4月 応用アール・エム・エス(株)取締役
2009年4月 (株)みずほコーポレート銀行 (現 (株)みずほ銀行) 米州審査部長	2016年3月 当社取締役
2011年4月 同行業務監査部長	2016年4月 事務本部長 (現任)
2013年8月 当社入社	2017年4月 当社専務執行役員
2014年8月 当社執行役員	2018年6月 (株)イー・アール・エス社外取締役 (現任)
2015年4月 当社常務執行役員	2019年3月 応用リソースマネジメント(株) 取締役
	2020年3月 当社代表取締役副社長 (現任)

■ 生年月日

1959年11月27日

■ 所有する当社株式の数

4,797株

■ 取締役会の出席状況

13回/13回 (100%)

■ 選任理由

平嶋優一氏は、銀行での海外部門及び審査部門並びに当社の財務部門において、豊富な経験と実績を有しており、基幹システムの更新、コーポレートガバナンスの強化等、企業の社会的信頼向上に取り組み、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、同氏を当社の取締役候補者といたしました。

候補者
番号

4

いがらし
むねひろ
五十嵐 崇博

男性

新任

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年4月 建設省 (現 国土交通省) 入省	2016年6月 水管理・国土保全局水資源部長
2008年4月 河川局災害対策室長	2017年10月 当社入社
2009年7月 河川局海岸室長	当社理事
2012年9月 中部地方整備局河川部長	2018年4月 当社専務執行役員
2014年10月 水管理・国土保全局河川環境課長	2020年4月 当社副社長執行役員 (現任)
2015年7月 大臣官房審議官 (道路局)	

■ 選任理由

五十嵐崇博氏は、国土交通省の行政全般や現場技術に豊富な経験を有しており、当社の事業展開について行政的・技術的見地から積極的に助言・指導を行うなど、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、同氏を当社の取締役候補者といたしました。

■ 生年月日

1959年6月29日

■ 所有する当社株式の数

1,956株

■ 取締役会の出席状況

—

候補者
番号

5

お さ き し ょ う じ
尾崎 聖治

男性

再任

社外

独立役員



■ 生年月日

1955年8月17日

■ 所有する当社株式の数

1,430株

■ 取締役会の出席状況

13回/13回 (100%)

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年4月	サッポロビール(株)入社	2013年3月	ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株) 常勤監査役
2005年3月	同社ワイン洋酒事業部長 兼 サッポロワイン(株) 取締役	2015年3月	サッポロホールディングス(株) 常勤監査役
2006年3月	兼 (株)恵比寿ワインマート 代表取締役社長	2019年3月	当社社外取締役 (現任)
2007年10月	同社中四国本部長	2020年6月	ハルナビバレッジ(株) 社外監査役 (現任)
2010年3月	同社執行役員 東海北陸本部長	【重要な兼職の状況】	
2012年3月	サッポロ飲料(株) 常勤監査役 兼 サッポロビール(株) 監査役 兼 サッポログループマネジメント(株) 監査役 兼 サッポロインターナショナル(株) 監査役	ハルナビバレッジ(株) 社外監査役	

■ 選任理由及び期待される役割の概要

尾崎聖治氏は、サッポロビール(株)において要職を歴任され、サッポロホールディングス(株)のグループ各社の取締役、監査役の実績、並びに他社の社外監査役としての実績を有しております。当社が属する建設関連業とは異なる業種の経験を有する同氏の外部からの視点が、当社の経営体制の一層の充実と多様性の確保に有用であると判断し、同氏を当社の社外取締役候補者といたしました。同氏には、独立した立場から取締役の業務執行を監督し、当社のコーポレートガバナンスの強化に貢献いただけるものと期待しております。なお、尾崎聖治氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

(注) 社外取締役候補者である尾崎聖治氏に関する事項は以下のとおりです。

1. 尾崎聖治氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当社の社外役員の独立性基準を満たしています。
2. 当社は、尾崎聖治氏との間で当社定款第27条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認された場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく社外取締役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
3. 当社は、尾崎聖治氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録しており、本議案が承認された場合には、同氏を引き続き独立役員に登録する予定です。
4. 尾崎聖治氏の重要な兼職先である、ハルナビバレッジ(株)と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者
番号

6

みやもと たけし
宮本 武史

男性

再任

社外

独立役員

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1978年 4月	通商産業省（現 経済産業省）入省	2008年 9月	一般社団法人日本鉄鋼連盟常務理事
1988年 4月	外務省在スペイン大使館一等書記官	2014年 7月	一般財団法人企業活力研究所専務理事
1996年 7月	中小企業庁指導部組織課長	2021年 3月	当社社外取締役（現任）
1998年 6月	資源エネルギー庁長官官房企画調査課長	2021年 6月	一般社団法人情報サービス産業協会 副会長兼専務理事（現任）
2000年 2月	特許庁総務部秘書課長		
2001年 4月	愛知県産業労働部長		
2003年 7月	経済産業省大臣官房審議官（国際博覧会担当）		
2007年 5月	経済産業省特別顧問 （スペイン・サラゴサ国際博覧会日本政府代表）		

【重要な兼職の状況】

一般社団法人情報サービス産業協会副会長兼専務理事

■ 生年月日

1954年 5月11日

■ 所有する当社株式の数

401株

■ 取締役会の出席状況

13回／13回（100%）

■ 選任理由及び期待される役割の概要

宮本武史氏は、経済産業省を中心に要職を歴任され、各種団体の理事等の豊富な実績とともに、資源エネルギー分野等の知見も有しております。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、同氏のこれまでの行政に関する経験を踏まえた外部からの視点が、当社の経営体制の一層の充実にも有用であると判断し、同氏を当社の社外取締役候補者といたしました。同氏には、独立した立場から取締役の業務執行を監督し、当社のコーポレートガバナンスの強化に貢献いただけるものと期待しております。なお、宮本武史氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

（注）社外取締役候補者である宮本武史氏に関する事項は以下のとおりです。

1. 宮本武史氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当社の社外役員の独立性基準を満たしています。
2. 当社は、宮本武史氏との間で当社定款第27条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認された場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく社外取締役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
3. 当社は、宮本武史氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録しており、本議案が承認された場合には、同氏を引き続き独立役員に登録する予定です。
4. 宮本武史氏の重要な兼職先である、一般社団法人情報サービス産業協会と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者
番号

7

いけ だ よう こ
池田 陽子

女性

再任

社外

独立役員

■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年4月	東京地方裁判所判事補	2012年4月	総務省自治大学校非常勤講師
1989年5月	弁護士登録（横浜弁護士会） 山田法律事務所（現明大昭平・法律事務所）入所	2013年4月	総務省情報公開・個人情報保護審査会委員（現任）
1998年4月	神奈川県法律顧問（現任）	2018年7月	内閣府公文書管理委員会委員（現任）
2003年4月	民事調停委員（横浜地方裁判所・簡易裁判所）（現任）	2019年10月	東京都公文書管理委員会委員（現任）
2004年3月	横浜市PFI事業審査委員会委員	2022年3月	当社社外取締役（現任）
2006年4月	横浜市入札等監視委員会委員	【重要な兼職の状況】	
2009年4月	横浜国立大学法科大学院客員教授	明大昭平・法律事務所 弁護士	

■ 生年月日

1955年1月22日

■ 所有する当社株式の数

200株

■ 取締役会の出席状況

10回／10回（100%）

■ 選任理由及び期待される役割の概要

池田陽子氏は、長年にわたる弁護士としての豊富な経験とともに、政府・自治体における各種委員会委員の経験などを有しております。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、同氏のこれまでの法曹界並びに行政機関における各種委員会に関する経験を踏まえた外部からの視点で、当社の経営体制の一層の充実と有用であると判断し、同氏を当社の社外取締役候補者といたしました。同氏には、独立した立場から取締役の業務執行を監督し、当社のコーポレートガバナンスの強化に貢献いただけるものと期待しております。なお、池田陽子氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

（注）社外取締役候補者である池田陽子氏に関する事項は以下のとおりです。

1. 池田陽子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当社の社外役員の独立性基準を満たしています。
2. 当社は、池田陽子氏との間で当社定款第27条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認された場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく社外取締役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
3. 当社は、池田陽子氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録しており、本議案が承認された場合には、同氏を引き続き独立役員に登録する予定です。
4. 池田陽子氏の重要な兼職先である、明大昭平・法律事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

現任監査役3名（うち社外監査役2名）のうち、内藤 潤氏と酒井忠司氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	取締役会出席回数	監査役会出席回数
1	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 5px;"> 再任 社外 独立役員 </div> ないとう じゆん 潤 (男性)	監査役	100% 13回/13回	100% 14回/14回
2	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 5px;"> 新任 社外 独立役員 </div> おり はら たか お 折 原 隆 夫 (男性)	—	—	—

- (注) 1. 2022年3月25日の第65回定時株主総会で選任された常勤監査役の香川眞一氏は、任期中であります。
2. 上記候補者の選任は、当社取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の審議を参考にしております。
3. 上記候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 上記候補者が所有する当社の株式数は、2023年1月31日時点の株式数です。
5. 当社は、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しています。



候補者
番号

1

ないとう じゅん
内藤 潤

男性

再任

社外

独立役員

■ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1982年4月 第一東京弁護士会弁護士登録	2016年6月 (株)ヤマタネ 社外監査役 (現任)
1982年4月 長島・大野法律事務所入所	2020年1月 長島・大野・常松法律事務所
1991年1月 同事務所パートナー	シニア・カウンセラー (現任)
2000年1月 長島・大野・常松法律事務所パートナー	【重要な兼職の状況】
2007年6月 イノテック(株) 社外監査役	(株)ヤマタネ 社外監査役
2013年1月 長島・大野・常松法律事務所顧問	長島・大野・常松法律事務所 シニア・カウンセラー
2015年3月 当社社外監査役 (現任)	

■ 選任理由

内藤 潤氏は、弁護士として法務の専門知識と豊富な経験を有するとともに、これまででも当社の監査役として、適切な監査を実施されてこられました。同氏の法務に関する経験並びに企業における監査業務で得た知見により、的確な監査が期待でき、コーポレートガバナンスの強化に貢献していただけると判断し、同氏を当社の社外監査役候補者といたしました。なお、内藤 潤氏の当社社外監査役の在任期間は、本総会の終結の時をもって8年となります。

(注) 社外監査役候補者である内藤 潤氏に関する事項は以下のとおりです。

1. 内藤 潤氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であり、当社の社外役員の独立性基準を満たしています。
2. 当社は、内藤 潤氏との間で当社定款第36条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認された場合、当社は、同氏と当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく監査役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
3. 当社は、内藤 潤氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録しており、本議案が承認された場合には、同氏を引き続き独立役員に登録する予定です。
4. 内藤 潤氏の重要な兼職先である(株)ヤマタネ及び長島・大野・常松法律事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。

■ 生年月日

1956年1月30日

■ 所有する当社株式の数

一株

■ 取締役会の出席状況

13回/13回 (100%)

■ 監査役会の出席状況

14回/14回 (100%)



候補者
番号

2

おり はら たか お
折原 隆夫

男性

新任 社外 独立役員

■ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1980年 4月 野村不動産(株)入社	2014年 6月 野村不動産ホールディングス(株)監査役
2005年 6月 野村不動産ホールディングス(株)取締役 野村不動産(株)取締役	野村不動産アーバンネット(株)(現 野村 不動産ソリューションズ(株)) 監査役
2008年 4月 野村不動産(株)取締役兼上席執行役員	野村不動産パートナーズ(株)監査役
2009年 4月 同社取締役兼常務執行役員	(株)メガロス (現 野村不動産ライフ& スポーツ(株)) 監査役
2012年 5月 野村不動産ホールディングス(株) 取締役兼執行役員	2015年 6月 野村不動産ホールディングス(株) 取締役 (監査等委員)
2014年 4月 野村不動産(株) 監査役 (株)ジオ・アカマツ (現 野村不動産コーマース(株))監査役 野村不動産ホールディングス(株) 顧問	2018年 4月 野村不動産ウェルネス(株)監査役 野村不動産ホテルズ(株)監査役

【重要な兼職の状況】
なし

■ 生年月日

1958年 2月 6日

■ 所有する当社株式の数

—株

■ 取締役会の出席状況

—

■ 監査役会の出席状況

—

■ 選任理由

折原隆夫氏は、上場企業での取締役及び監査役を経験され、その他企業においても取締役・監査役として豊富な経験を有しております。同氏の企業経営経験並びに監査業務で得た知見により、当社において的確な監査が期待でき、コーポレートガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、同氏を当社の社外監査役候補者といたしました。

(注) 社外監査役候補者である折原隆夫氏に関する事項は以下のとおりです。

1. 折原隆夫氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であり、当社の社外役員の独立性基準を満たしています。
2. 当社は、本議案が承認された場合、折原隆夫氏との間で当社定款第36条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく監査役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
3. 当社は折原隆夫氏の社外監査役の選任が承認された場合、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録する予定です。

【ご参考】 役員のスキルマトリックス

当社は、経営理念や経営ビジョン、中期経営計画等の経営戦略を適切に遂行するという観点から、取締役会における充実した議論を通じた重要な業務執行に係る意思決定や適切な業務執行の監督・監査機能をバランスよく発揮することが必要不可欠であると考えております。

こうした観点から、当社の取締役会にとって必要と考える知識・経験・能力などのスキルを定義しました。本定時株主総会において、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認された場合の各取締役及び各監査役に特に期待するスキル（上位3つまで）は以下のとおりです。

氏名	役職	企業経営 経営戦略	営業 マーケティング	技術	財務会計	法務 コンプライアンス リスク管理	ESG SDGs	グローバル 経験	ICT DX
成田 賢	取締役	●		●			●		
天野 洋文	取締役	●	●						●
平嶋 優一	取締役	●			●			●	
五十嵐崇博	取締役		●	●					●
尾崎 聖治	社外取締役	●	●			●			
宮本 武史	社外取締役						●	●	●
池田 陽子	社外取締役					●	●		
香川 眞一	常勤監査役	●			●	●			
内藤 潤	社外監査役					●	●	●	
折原 隆夫	社外監査役	●			●	●			

【ご参考】 当社の社外役員の独立性基準

当社は、コーポレートガバナンス基本方針 (<https://www.oyo.co.jp/>) を策定し、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性に関する考え方を、以下のように定めております。

当社は、社外役員が以下の要件を満たす場合に、当該社外役員が当社に対し十分な独立性を有していると判断する。

1. 本人が、当社または当社の連結子会社と持分法適用関連会社（以下、当社グループ）の出身者または業務執行者（注1）でないこと。また、本人の近親者等（注2）が、過去5年間において当社グループの業務執行者でないこと。
2. 本人が、現在または過去10年間において、以下に掲げる者に該当しないこと。
 - (1) 当社の大株主（注3）である者、またはその近親者等。大株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者。
 - (2) 当社の主要な取引先（注4）の業務執行者、または当社を主要な取引先とする会社の業務執行者。
 - (3) 当社の主要な借入先（注5）の業務執行者。
 - (4) 当社の主幹事証券会社の業務執行者。
 - (5) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者。
 - (6) 当社と顧問契約を締結している弁護士事務所、またはコンサルティング会社に所属する者。
 - (7) 当社から役員報酬以外に多額（注6）の金銭等を得ている者。
 - (8) 当社の役員相互就任先の業務執行者。
 - (9) 当社から多額の寄付または助成を受けている団体（注7）の業務執行者。
3. 本人の近親者等が、現在、上記の（1）から（9）に該当しないこと。
4. 役員の選任時に、当社の通算社外役員在任期間が10年間を超えていないこと。

注1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人をいう。

2 近親者等とは、配偶者、二親等内の親族をいう。

3 大株主とは、事業年度末において、議決権比率が10%を超える株主をいう。

4 主要な取引先とは、当社の取引先であって、その年間取引金額が、過去3事業年度平均の当社の連結売上高または相手方の連結売上高の2%を超える取引先をいう。

5 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その総借入金残高が事業年度末において当社または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

6 多額とは、收受している対価が、過去3年間平均で年間1千万円を超える金額をいう。

7 多額の寄付または助成を受けている団体とは、過去3年間平均で、当社から年間1千万円を超える寄付または助成を受けている団体をいう。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

2022年3月25日開催の第65回定時株主総会において補欠監査役に選任された松下達郎氏及び本多広和氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



候補者
番号

1

まつした たつろう
松下 達郎

男性

常勤

■ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1986年4月	日本生命保険相互会社入社	2013年3月	同社不動産業務管理グループ課長
1999年3月	同社国際融資管理グループ担当課長	2015年4月	当社入社 事務本部法務部長
2002年3月	同社財務第三部担当部長	2018年4月	当社執行役員（現任）
2005年6月	同社財務検査室担当課長	2018年4月	コンプライアンス室長（現任）
2011年3月	同社不動産部調査役		

■ 選任理由

松下達郎氏は、生命保険会社において、財務・不動産分野の職歴を有し、当社においても法務・コンプライアンス分野の経験を有していることから、財務と企業法務に関する専門知識と知見により、的確な監査が期待でき、コーポレートガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、同氏を当社の常勤監査役の補欠監査役候補者といたしました。

■ 生年月日

1963年6月19日

■ 所有する当社株式の数

1,536株

- (注) 1. 松下達郎氏の選任は、当社取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の審議を参考にしています。
2. 松下達郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 松下達郎氏が所有する当社の株式数は、2023年1月31日時点の株式数です。
4. 補欠監査役候補者である松下達郎氏に関する事項は以下のとおりです。
- (1) 松下達郎氏は、常勤監査役の補欠監査役として選任するものです。
- (2) 当社は、松下達郎氏が当社を退社し常勤監査役に就任された場合、同氏との間で当社定款第36条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく監査役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
- (3) 当社は、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、松下達郎氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。



候補者
番号

2

ほん だ ひろ かず
本多 広和

男性

社外

■ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1997年4月	弁護士登録 阿部・井窪・片山法律事務所入所	2017年3月	(株)CAC Holdings 社外監査役(現任)
2004年2月	米国ニューヨーク州弁護士登録	2018年10月	ユナイテッド・プレジジョン・テクノロジーズ(株) 社外取締役(監査等委員)(現任)
2004年8月	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー(現任)	[重要な兼職の状況]	
2007年6月	(株)魚力 社外監査役	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー	
2009年2月	(株)セディナ債権回収 取締役弁護士	(株)CAC Holdings 社外監査役	
2015年6月	(株)魚力 社外取締役	ユナイテッド・プレジジョン・テクノロジーズ(株) 社外取締役(監査等委員)	
2015年6月	一般社団法人日本国際知的財産保護協会 業務執行理事		

■ 生年月日

1970年5月5日

■ 所有する当社株式の数

一株

■ 選任理由

本多広和氏は、長年にわたる弁護士としての経験と弁護士事務所のパートナーとしての経験、多数の企業からの相談対応、社外監査役、社外取締役の実績を有することから、専門知識と企業法務に関する豊富な知見により、的確な監査が期待でき、コーポレートガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、同氏を社外監査役の補欠監査役候補者といたしました。なお、同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 本多広和氏の選任は、当社取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の審議を参考にしています。
2. 本多広和氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 本多広和氏が所有する当社の株式数は、2023年1月31日時点の株式数です。
4. 補欠監査役候補者である本多広和氏に関する事項は以下のとおりです。
- (1) 本多広和氏の重要な兼職先である、阿部・井窪・片山法律事務所、(株)CAC Holdings、ユナイテッド・プレジジョン・テクノロジーズ(株)と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (2) 本多広和氏は、社外監査役の補欠監査役として選任するものです。なお、同氏が社外監査役に就任された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録する予定です。
- (3) 当社は、本多広和氏が社外監査役に就任された場合、同氏との間で当社定款第36条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく監査役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
- (4) 当社は、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、本多広和氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

以上

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症に対する制限の緩和とそれに伴う経済活動の正常化が進む一方で、半導体等の部材不足、ウクライナ情勢の長期化とそれに伴うエネルギー価格や原材料価格の高騰など、先行き不透明な状況が続きました。わが国経済も、新型コロナウイルス感染症の再拡大や物価高騰、急速な円安進行など予断を許さない状況で推移しています。

当社グループを取り巻く市場環境は、社会インフラの老朽化や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の実施などにより、公共事業分野を中心にインフラ・メンテナンス事業や防災・減災事業の市場機会が継続することが期待されています。また、世界的な気候変動に対する関心が高まるなか、カーボン・ニュートラルや再生可能エネルギー活用への動きが加速しています。また、資源循環や生物多様性確保への動きも拡大してきており、持続可能な社会の構築に向けた関心が一層高まって行くことが予想されます。

このような状況の下、当社グループは中期計画「OYO Advance 2023」に沿って、サステナブル経営の積極推進を基本方針に4つの事業セグメントを通じて「社会価値」「環境価値」「顧客価値」の3つの価値の最大化に取り組んで参りました。

こうした取り組みの結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、受注高は619億5千万円（前期比113.1%、今期第4四半期から連結に加わったシンガポール企業の2022年9月末の受注残高を含む）となりました。売上高は590億1千1百万円（同114.2%）、営業利益は、25億1千8百万円（同68.7%）となりました。これにより、経常利益は30億3千3百万円（同72.6%）、親会社株主に帰属する当期純利益は18億6千4百万円（同65.0%）と増収減益となりました。

事業セグメント別の概況は以下に記載のとおりです。

企業集団の事業セグメント別売上高

(単位：百万円)

事業の種類	2021年度 (第65期)		2022年度 (第66期) (当期)		増減額	前期比(%)
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)		
インフラ・メンテナンス事業	18,359	35.6	19,847	33.6	1,487	108.1
防災・減災事業	12,366	23.9	13,545	23.0	1,178	109.5
環境事業	9,932	19.2	9,923	16.8	△8	99.9
資源・エネルギー事業	11,017	21.3	15,694	26.6	4,677	142.5
合計	51,675	100.0	59,011	100.0	7,335	114.2

a. インフラ・メンテナンス事業

国内グループ会社の受注が堅調に推移したことに加え、今期第4四半期から加わったシンガポール企業の2022年9月末時点での受注残高が加算されたこともあり、受注高は237億4千8百万円（前期比126.6%）となりました。売上高は198億4千7百万円（同108.1%）と前期を上回りましたが、海外グループ会社を中心に部材価格が高騰したこと、部材不足に伴う設計変更費用や人件費等の販管費が増加したことにより、営業利益は4億4百万円（同39.4%）と減益となりました。

b. 防災・減災事業

防災関連機器の大口案件等の成約により、受注高は141億5千8百万円（前期比115.8%）となりました。売上高は135億4千5百万円（同109.5%）と増収となりましたが、大口案件の利益率が低かったことや原価の高騰、人件費等の販管費の増加により、営業利益は4億7千4百万円（同87.8%）と減益となりました。

c. 環境事業

環境再生支援事業や環境アセスメント関連業務が順調に推移し、受注高は102億4千9百万円（前期比103.8%）となりました。売上高は、99億2千3百万円（同99.9%）と前期並みでしたが、原価率の改善等に努めた結果、営業利益は10億6千4百万円（同108.4%）と増益となりました。

d. 資源・エネルギー事業

洋上風力発電関連業務が堅調に推移したこともあり、受注高は137億9千3百万円（前期比99.3%）と前期並みでした。売上高は、前期受注済み案件を含む洋上風力発電関連の複数の大型案件の業務が進捗したこと等を主因として、156億9千4百万円（同142.5%）と増収となりました。しかしながら、洋上風力発電関連の大型案件を中心に原価率が高くなったことや売却済みの海外グループ会社の売却時までの営業赤字の影響もあり、営業利益は5億6千7百万円（同50.7%）と減益となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は16億9千万円であります。その主な内容は、調査・分析機器等の取得費及びソフトウェア構築費であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

- a. 2022年10月3日付けで、GEOSMART INTERNATIONAL PTE. LTD.の株式を取得し、連結子会社といたしました。
- b. 2022年6月1日付けで、NCS SUBSEA, INC.の株式を売却し、連結の範囲から除外いたしました。

(2) 当連結会計年度及び直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	2019年度 (第63期)	2020年度 (第64期)	2021年度 (第65期)	2022年度 (第66期) (当期)
売上高	53,883	49,608	51,675	59,011
経常利益	3,058	3,147	4,179	3,033
親会社株主に帰属する当期純利益	2,176	1,781	2,866	1,864
1株当たり当期純利益	83円35銭	68円20銭	112円92銭	75円33銭
純資産	68,157	67,822	69,804	70,507
総資産	83,559	84,045	85,661	89,278
1株当たり純資産額	2,595円07銭	2,585円94銭	2,756円63銭	2,901円31銭

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

親会社はありません。

② 重要な子会社の状況（2022年12月31日現在）

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
エヌエス環境株式会社	百万円 396	100.0%	環境調査、環境分析・計測、環境アセスメント、アスベスト調査・分析・対策工事
株式会社ケー・シー・エス	百万円 220	90.0%	地域公共交通、道路都市、観光計画、防災減災計画、情報サービス
応用リソースマネジメント株式会社	百万円 175	100.0%	事務機器等の販売・リース、不動産管理
東北ボーリング株式会社	百万円 46	100.0%	さく井工事、井戸メンテナンス、水処理施設の設計施工、地質土質調査
オーシャンエンジニアリング株式会社	百万円 50	100.0%	海底地形測量、海底面探査、海底地層探査
OYO CORPORATION U.S.A.	千米ドル 57,480	100.0%	北米・欧州事業の統轄
KINEMATRICS, INC.	千米ドル 1	(注) 100.0%	地震計・強震計・地震観測システムの開発、製造、販売
GEOMETRICS, INC.	千米ドル 817	(注) 100.0%	地震探査・磁気探査及び電磁波探査装置の開発、製造、販売
GEOPHYSICAL SURVEY SYSTEMS, INC.	千米ドル 1	(注) 100.0%	地下レーダー装置の開発、製造、販売
ROBERTSON GEOLOGGING LTD.	千英ポンド 1,097	(注) 99.2%	孔内検層システムの開発、製造、販売、検層サービス
FONG CONSULT PTE. LTD.	千シンガポールドル 1,500	51.0%	コンサルタント事業（設計・設計審査・施工監理）
GEOSMART INTERNATIONAL PTE. LTD.	千シンガポールドル 1,000	60.0%	インフラモニタリング、地盤調査、地盤改良、岩盤掘削等

(注) 特定子会社OYO CORPORATION U.S.A.を通して間接所有しております。

③ 重要な関連会社の状況（2022年12月31日現在）

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社イー・アール・エス	百万円 200	50.0%	自然災害リスク評価、建物評価、土壌環境評価、エネルギー関連事業

- ④ 特定完全子会社の状況（2022年12月31日現在）
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、2021年から中期経営計画OYO Advance 2023（2021年～2023年、以下OYO Advance 2023）を遂行しております。OYO Advance 2023は、2020年まで推進して参りました長期経営ビジョンOYO 2020（以下OYO 2020）（※）、並びに中期経営計画OYO Jump18（以下OYO Jump18）における活動成果を確固とした事業収益へと結びつけるとともに、次の長期経営ビジョンへ繋げるための中期経営計画です。当社グループはこの中期経営計画を通して、ESG経営、SDGs目標の達成に貢献する新たな価値創造プロセスにチャレンジしております。

（※）長期経営ビジョンOYO 2020において、Hop10（2010年～2013年）、Step14（2014年～2017年）、Jump18（2018年～2020年）の3つの中期経営計画を策定・遂行いたしました。

① OYO 2020、OYO Jump18の振り返り

応用地質グループは、OYO 2020及びOYO Jump18を通して、公共事業に依存した従来型の事業スタイルや地域中心の支社制から、民間市場もターゲットとした市場起点の「売り物」を中心とする事業部制への転換という事業構造改革と経営システム改革を進めて参りました。また、デジタル技術で従来の方法を根本から変革する動きが加速するなかで、地盤情報の3次元化技術の深化を進めるとともにデジタル技術を活用して新しいビジネスモデルを構築するというデジタルトランスフォーメーション（DX）にも注力して参りました。

その結果、災害廃棄物処理支援サービスや洋上風力発電支援サービス等、新しい市場の創出・拡大を行うとともに、同分野におけるリーディングカンパニーとして市場を牽引し、3次元化技術を活用した地中可視化サービスや多数のセンサを活用したスマート防災システム等、今後の成長が期待される新技術を育成して参りました。

② OYO Advance 2023の位置付け

OYO Advance 2023では、OYO Jump18において創出・成長してきた新しい市場や新技術の萌芽を当社グループの次の収益事業として確実に成長させるとともに、ESG経営、SDGs目標の達成に貢献する新たな価値創造プロセスにチャレンジしております。

③ OYO Advance 2023の概要

OYO Advance 2023では、OYO 2020及びOYO Jump18での活動成果を引き継ぎ

ながら、収益事業として成長させるために次のような内容に沿って進めております。

a. 基本方針

サステナブル経営（ESG経営とSDGs目標の達成）を基本方針に、本業（4つの事業セグメント）を通じ、「社会価値」「環境価値」「顧客価値」の3つの価値の最大化を目指しております。

b. 成長ドライバー

DXを核としたイノベーション戦略に対する積極的な投資を行うことでグループ全体の成長を推進します。具体的には、DX戦略投資として10億円、研究開発戦略として45億円、合計55億円をOYO Advance 2023の期間中の投資額として設定することによりイノベーション戦略を進めております。

また、中長期的な企業価値の向上と持続的成長のためには、より一層積極的なM&A投資を行う必要があると判断し、中期経営計画策定時に掲げたM&A投資枠を70億円から120億円に拡大しました。（2021年11月）

c. 経営基盤

世界における脱炭素化の大きな潮流が加速するなか、DXを主軸とするイノベーションの推進、並びに次の3つの構造改革を推進することで、当社グループの今後の成長基盤の構築に取り組んでおります。

「事業ポートフォリオ改革」

- ・ 4事業セグメントの改革
- ・ 国内外グループ会社の改革

「事業サービス改革」

- ・ 技術融合による改革
- ・ 協創による改革

「働き方・ガバナンス改革」

- ・ DX活用による多様な働き方の実現
- ・ 中長期的な企業価値向上のためのコーポレートガバナンス改革

(5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

事業区分	主な事業内容
インフラ・メンテナンス事業	主に社会インフラの整備・維持管理を支援するソリューションサービス/システムの提供
防災・減災事業	主に自然災害(地震・津波災害、火山災害、豪雨災害、土砂災害等)に対する社会の強靱化を支援するソリューションサービス/システムの提供
環境事業	地球環境の保全及び負荷軽減対策などを支援するソリューションサービス/システムの提供
資源・エネルギー事業	資源・エネルギーの開発・保全・有効活用を支援するソリューションサービス/システムの提供

(6) 主要な営業所 (2022年12月31日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区
情報システム事業部	東京都千代田区
技術本部	さいたま市
エネルギー事業部	さいたま市
メンテナンス事業部	さいたま市
流域・砂防事業部	さいたま市
社会インフラ事業部	さいたま市
防災・減災事業部	さいたま市
計測システム事業部	つくば市
地球環境事業部	つくば市
事務所	札幌市、仙台市、新潟市、さいたま市、名古屋市、大阪市、松山市、福岡市
営業所	横浜市ほか33カ所

② 子会社

国内	エヌエス環境株式会社 (本社 東京都港区) ほか
海外	OYO CORPORATION U.S.A. (米国カリフォルニア州)、 KINEMATRICS, INC. (米国カリフォルニア州) ほか

(7) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
インフラ・メンテナンス事業	959名	122名増
防災・減災事業	459名	12名減
環境事業	640名	15名減
資源・エネルギー事業	277名	5名増
全社(共通)	103名	5名増
合計	2,438名	105名増

(注) 1. 使用人数は就業人員です。

2. インフラ・メンテナンス事業において、前期末と比べ使用人数が122名増加している主な要因は、GEOSMART INTERNATIONAL PTE. LTD.を連結子会社としたことによるものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,209名	18名増	45.1歳	14.8年

(注) 使用人数は就業人員です。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

特記すべき事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 120,000,000株
- ② 発行済株式の総数 25,664,373株
- ③ 株主数 7,100名
- ④ 大株主

株 主 名(注1)	持 株 数	持 株 比 率(注2)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,546,900株	10.3%
公益財団法人深田地質研究所	2,530,203株	10.2%
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.	1,945,900株	7.8%
深田馨子	825,788株	3.3%
須賀るり子	799,877株	3.2%
応用地質従業員持株会	785,413株	3.1%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	768,200株	3.1%
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL OMUNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	558,300株	2.2%
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	539,459株	2.1%
日本生命保険相互会社	474,936株	1.9%

- (注) 1. 当社は自己株式を1,016,242株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。自己株式には、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する539,459株は含まれていません。
2. 持株比率は自己株式 (1,016,242株) を控除して計算しています。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分等及び保有の状況

a. 取得した株式

普通株式 1,071,611株

取得価額の総額 2,209,534,977円

(注) 1. 2021年11月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について下記のとおり決議しております。

取得する株式の種類	普通株式
取得する株式の総数	600,000株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 2.31%)
株式の取得価額の総額	1,000,000,000円 (上限)
取得期間	2021年11月10日～2022年3月31日
取得方法	自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付

当該決議に基づき当事業年度において、以下のとおり自己株式を取得しております。

取得した株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	261,800株
株式の取得価額の総額	547,332,000円
取得期間	2022年1月1日～2022年3月31日
取得方法	自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付

2. 2022年8月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について下記のとおり決議しております。

取得する株式の種類	普通株式
取得する株式の総数	1,000,000株 (上限) (発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 2.31%)
株式の取得価額の総額	2,000,000,000円 (上限)
取得期間	2022年8月12日～2023年3月24日
取得方法	自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付

当該決議に基づき当事業年度において、以下のとおり自己株式を取得しております。

取得した株式の種類	普通株式
取得した株式の総数	809,000株 (2022年12月31日現在)
株式の取得価額の総額	1,660,571,600円 (2022年12月31日現在)
取得期間	2022年8月12日～2022年12月31日
取得方法	自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付

b. 処分した株式

該当事項はありません。

(注) 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）から払い出された株式は5,485株です。

c. 消却手続きした株式

普通株式 1,000,000株

(注) 2022年11月11日開催の取締役会決議により、会社法第178条の規定に基づき、2022年11月25日付で自己株式1,000,000株を消却しております。

d. 当連結会計年度末において保有する株式

普通株式 1,016,242株

(注) 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する539,459株は含まれておりません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年12月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権に関する重要事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年12月31日現在)

地 位	氏 名	当 社 に お け る 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 社 長 (代表取締役)	なり た 賢 成 田 賢	社長執行役員
取 締 役 副 社 長 (代表取締役)	ひら しま ゆう いち 平 嶋 優 一	副社長執行役員 事務本部長
取 締 役	あま の ひろ ふみ 天 野 洋 文	専務執行役員 情報企画本部長
取 締 役	なか がわ かつ 渉 中 川 渉	専務執行役員 経営企画本部長
取 締 役	しげ のぶ じゅん 重 信 純	常務執行役員 事業部統轄本部長
取 締 役	さ とう けん じ 佐 藤 謙 司	常務執行役員 サービス開発本部長
取 締 役	お さき しょう じ 尾 崎 聖 治	ハルナビバレッジ(株) 社外監査役
取 締 役	みや もと たけ し 宮 本 武 史	一般社団法人情報サービス産業協会 副会長兼専務理事
取 締 役	いけ だ よう こ 池 田 陽 子	明大昭平・法律事務所 弁護士
常 勤 監 査 役	か がわ しん いち 香 川 眞 一	
監 査 役	ない とう じゅん 潤 内 藤 潤	長島・大野・常松法律事務所 (株)ヤマタネ シニア・カウンセラー 社外監査役
監 査 役	さか い ただ し 酒 井 忠 司	TANAKAホールディングス(株) 顧問

- (注) 1. 太田道彦氏は、2022年3月25日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 2022年3月25日開催の第65回定時株主総会において、池田陽子氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
3. 取締役尾崎聖治氏、宮本武史氏及び池田陽子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
4. 監査役内藤潤氏及び酒井忠司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
5. 当社は、尾崎聖治氏、宮本武史氏、池田陽子氏、内藤潤氏及び酒井忠司氏を、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同取引所に登録しています。
6. 常勤監査役香川眞一氏は、当社及び国内子会社の経理・管理部門の業務を長く経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

② 当連結会計年度中の取締役及び監査役の辞任・解任の状況
該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要（2022年12月31日現在）

当社は、2016年3月25日開催の第59回定時株主総会で定款を変更し、会社法第427条第1項に定める取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、社外取締役及び監査役全員との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者の役員等がその職務の遂行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役、執行役員等並びに会社法に基づく子会社役員、執行役員等であり、保険料は全額当社が負担しております。

⑤ 役員報酬等

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しました。その内容は次のとおりであります。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等（株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、他社水準、当

社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

ハ. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益、連結経常利益、連結当期純利益等の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給することとしております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

非金銭報酬等は、役員株式給付信託制度（BBT）に基づき、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した株式報酬としております。各事業年度の連結売上高、連結営業利益率、連結経常利益、連結ROEの目標値及び中期経営計画数値目標に対する達成度合いに応じて算出されたポイント数（1ポイント＝応用地質株1株）に応じて、取締役退任時に株式を給付することとしております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとしております。

二. 取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行うものとしております。取締役会（ホの委任を受けた代表取締役社長）は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合を参考として、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員成田賢がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び連結業績を踏まえた賞与の評価配分としております。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ、各取締役について評価を行うには代表取締役社長執行役員が適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長執行役員成田賢によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長執行役員成田賢は、当該答申の内容にしたがって決定することとしております。なお、株式報酬は、取締役会で決議した役員株式給付規程に定められた方法で取締役個人別のポイント数を決定し、結果を取締役に報告する

こととしております。

b. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた審議を行い、妥当であるとの答申を行っております。取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

c. 役員報酬制度の概要

(取締役)

取締役の報酬は、上記決定方針に基づき、当社取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の審議及び答申を経て、取締役会より委任を受けた代表取締役社長が決定しております。指名・報酬委員会の委員は代表取締役1名と社外取締役3名で構成されており、委員長は社外取締役としております。委員以外にオブザーバーとして社外監査役2名が参加しております。指名・報酬委員会は当事業年度において、1回開催しております。

取締役は、各事業年度における業績向上並びに、長期的な企業価値の増大に向けての職責を負うことから、その報酬は役割に応じた固定報酬としての基本報酬と、短期の業績連動報酬としての賞与及び中長期の業績連動報酬としての株式報酬としております。

なお、社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から基本報酬のみで構成されております。

また、役員退職慰労金制度は、2006年の株主総会で廃止しておりますが、株主総会の決議に基づき、制度廃止までの在任期間に応じた打切り支給を退任時に行っております。

<基本報酬>

基本報酬は取締役の役付、代表権の有無、執行役員の兼務に応じて報酬格差を設けて決定しております。

<賞与>

賞与は短期の業績を評価する観点から下記イ～ホの指標について、業績の達成水準に応じて支給ランクを算出しております。

- イ. 連結営業利益
- ロ. 連結売上高営業利益率
- ハ. 連結経常利益
- ニ. 連結ROE（自己資本利益率）
- ホ. 親会社株主に帰属する当期純利益

評価項目	ランク1	ランク2	ランク3	ランク4	ランク5	ランク外
連結営業利益	利益計上	利益計上				損失計上※2
連結売上高営業利益率	5%未満	5%以上確保				
連結経常利益	利益計上	業績予想達成※1				
連結ROE（自己資本利益率）	5%未満	5%以上	6%以上	7%以上	8%以上	
親会社株主に帰属する当期純利益	利益計上	業績予想達成※1				
その他	—	—	—	—	特別な事情※3	
賞与額（月額給）	1.0ヶ月分	1.5ヶ月分	2.0ヶ月分	2.5ヶ月分	3.0ヶ月以上	支給しない

※1 東京証券取引所に公表している期初の連結業績予想（±10%）

※2 個別及び連結にかかわらず損失を計上した場合には、賞与は支給しない。

※3 中期経営計画目標の前倒し達成など特筆すべき事項

上記指標のうち、連結経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益については、2022年2月10日に公表した2022年12月期連結業績予想数値、連結経常利益4,300百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2,900百万円を目標値としております。

一方実績は、連結営業利益2,518百万円、連結売上高営業利益率4.3%、連結経常利益3,033百万円、連結ROE（自己資本利益率）2.7%、親会社株主に帰属する当期純利益1,864百万円となりました。

<株式報酬>

これに加え当社は、社外取締役を除く取締役について、2014年3月26日開催の第57回定時株主総会において、株式報酬制度として「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」を導入することを決議しており、2018年3月27日開催の第61回定時株主総会、並びに2021年3月26日開催の第64回定時株主総会において、一部内容を改定のうえ、制度を継続することを決議しております。本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当社の取締役に対して、業績達成度等に応じて当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であります。なお、当社の取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価変動リスクを株主の皆様と共有することで、中期経営計画の達成と中長期的な当社の企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として導入されたものであります。

当社は、本制度に基づく取締役への交付を行うために合理的に必要と認められる数の株式の取得資金として、2014年の制度導入時に10百万円を上限として金銭を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託を設定いたしました。また、2018年の制度の継続、一部改定において、80百万円を上限とする金銭の追加拠出を決議しております。2021年の制度の継続、一部改定においては、対象期間に本信託に追加拠出することができる金額の上限を、当該対象期間に係る事業年度の数に40百万円を乗じた額としております。このため、2021年から2023年までの現中期経営計画の対象期間に関しては、120百万円が拠出額の上限となります。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、信託設定後当社株式を、取引所市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得することとし、新株の発行は行いません。取得する株式数の上限は、2014年の本制度導入時は5,000株といたしました。また、2018年の制度の継続、一部改定において、追加取得する株式の上限を40,000株といたしました。2023年までの現中期経営計画の対象期間に関して追加取得する株式数の上限は、20,000株としております。また、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、20,000ポイントを上限としています。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であると判断しております。現時点において、本株式報酬制度の対象となる取締役は6名です。なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合又は取締役としての義務の違反があったことに起因して退任した場合は、給付を受ける権利を取得できないこととしています。

本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないことにしております。なお、本信託は2014年6月2日に信託契約を締結し、同日から信託を開始しており、本制度が継続する限り信託は継続します。

単年度の株式報酬は、下記により算定しており、1ポイントあたり1株として算出いたします。

[株式の支給ポイント]=[各業務執行取締役の役位別基本ポイント]×[業績係数]

[役位別基本ポイント]

代表取締役社長：2,500、代表取締役副社長：2,000、取締役：1,500

[業績係数]

業績係数は、下記イ～二の指標について予算の達成率に応じて算出し、0.00もしくは0.70～1.20の範囲内で適用いたします。ただし、2024年に付与するポイントについては、連結売上高、連結売上高営業利益率、連結ROEについて、中期経営計画の数値目標の達成水準に応じた加減算を行うため、0.00もしくは0.55～1.35の範囲内で適用いたします。

- イ. 連結売上高
 - ロ. 連結売上高営業利益率
 - ハ. 連結経常利益
 - ニ. 連結ROE（自己資本利益率）
- 株式の支給ポイントについてまとめると以下のとおりとなります。

役位	基本ポイント	業績係数	株式の支給ポイント
代表取締役社長	2,500	0.00、0.70～1.20 (0.00、0.55～1.35※)	0、1,750～3,000 (0、1,375～3,375※)
代表取締役副社長	2,000		0、1,400～2,400 (0、1,100～2,700※)
取締役	1,500		0、1,050～1,800 (0、825～2,025※)

2022年12月期の業績に基づき2023年3月に付与するポイントに適用される業績係数は0.00であります。

※2024年の付与時に適用される業績係数と株式の支給ポイント

(監査役)

監査役報酬は、執行部門に対する監査の職責を負うことから定額報酬を基本としており、監査役協議により決定しております。

d. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

取締役の報酬総額は、2007年3月28日開催の第50回定時株主総会決議において年額240百万円以内（使用人分給与を含む。）と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結後において在任していた取締役は9名であります。

また、上記とは別枠で、株式給付信託（BBT）制度に基づき、2021年3月26日開催の第64回定時株主総会において、一部内容を改定のうえ、制度を継続することを決議しております。改定の内容は、対象期間に本信託に追加拠出することができる金額の上限を、当該対象期間に係る事業年度の数に40百万円を乗じた額としております。このため、2021年から2023年までの現中期経営計画の対象期間に関しては、120百万円が拠出額の上限となります。また、付与するポイントの上限を年間合計20,000ポイントとしております。なお、当該定時株主総会終結後において在任していた取締役は9名であります。

監査役報酬総額は、2014年3月26日開催の第57回定時株主総会決議において年額45百万円以内と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結後において在任していた監査役は4名であります。

e. 当連結会計年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	205 (29)	191 (29)	13 (-)	0 (-)	10 (4)
監査役 (うち社外監査役)	30 (13)	30 (13)	- (-)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	236 (43)	222 (43)	13 (-)	0 (-)	13 (6)

- (注) 1. 上記には、2022年3月25日開催の第65回定時株主総会終結のときをもって退任した、社外取締役1名を含んでおります。
2. 取締役に、使用人兼務給与支給対象者はおりません。
3. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容、選定した理由及び業績連動報酬等の額の算定方法は、a.取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針、c.役員報酬制度の概要に記載のとおりであります。

⑥ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の業務執行者としての兼職状況及び当社と当該法人等との関係

- ・取締役宮本武史氏は、一般社団法人情報サービス産業協会の副会長兼専務理事であります。当社は、一般社団法人情報サービス産業協会とは特別の利害関係はありません。
- ・取締役池田陽子氏は、明大昭平・法律事務所の弁護士であります。当社は、明大昭平・法律事務所とは特別の利害関係はありません。

b. 他の法人等の社外役員としての兼職状況及び当社と当該法人等との関係

- ・取締役尾崎聖治氏は、ハルナビバレッジ(株)の社外監査役であります。当社は、ハルナビバレッジ(株)とは特別の利害関係はありません。
- ・監査役内藤 潤氏は、長島・大野・常松法律事務所のシニア・カウンセラー、(株)ヤマタネの社外監査役であります。当社は、長島・大野・常松法律事務所、(株)ヤマタネとは特別の利害関係はありません。
- ・監査役酒井忠司氏は、T A N A K Aホールディングス(株)の顧問であります。当社は、T A N A K Aホールディングス(株)とは特別の利害関係はありません。

c. 主な活動状況

- ・当事業年度に開催された当社の取締役会は13回であります。
- ・取締役尾崎聖治氏は、取締役会13回のうち13回に出席しており、これまでの幅広い分

野の会社経営の経験から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。

- ・取締役宮本武史氏は、取締役会13回のうち13回に出席しており、これまでの行政並びに経営に関する経験から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。
- ・取締役池田陽子氏は、2022年3月25日の取締役就任後に開催された取締役会10回のうち10回に出席しており、これまで法曹界並びに行政機関における経験から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。
- ・尾崎聖治氏、宮本武史氏及び池田陽子氏は、経営トップ、監査役及び会計監査人との定期的な意見交換を実施しております。
- ・監査役内藤 潤氏は、取締役会13回のうち13回に出席しており、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、他社の社外役員の経験と弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。
- ・監査役酒井忠司氏は、取締役会13回のうち13回に出席しており、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、他社の社外役員の経験から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。
- ・当事業年度に開催された監査役会14回について、監査役内藤 潤氏は14回出席しており、監査役酒井忠司氏は14回出席しております。両氏は監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、経営トップ、会計監査人との定期的な意見交換、社外取締役との定期的な意見交換を実施するとともに、適宜、取締役、執行役員等から報告を受け、意見を述べております。

d. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役尾崎聖治氏は、当社とは異なる業種の経営経験を豊富に有しております。このような専門的見地にに基づき、取締役会において経営全般にわたり有益な指導・助言を行うほか、社外取締役として独立した立場から、業務執行を適切に監督しております。また、指名・報酬委員会の委員長として取締役等の指名、報酬について審議し、意見を述べております。
- ・取締役宮本武史氏は、行政において要職を歴任された経験、各種団体の理事等の豊富な経験を有しております。このような専門的見地にに基づき、取締役会において経営全般にわたり有益な指導・助言を行うほか、社外取締役として独立した立場から、業務執行を適切に監督しております。また、指名・報酬委員会の委員として取締役等の指

名、報酬について審議し、意見を述べております。

- ・取締役池田陽子氏は、長年にわたる弁護士としての豊富な経験、政府・自治体における各種委員会委員の経験を有しております。このような専門的見地に基づき、取締役会において経営全般にわたり有益な指導・助言を行うほか、社外取締役として独立した立場から、業務執行を適切に監督しております。また、指名・報酬委員会の委員として取締役等の指名、報酬について審議し、意見を述べております。

- e. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係について
該当事項はありません。
- f. 親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。
- g. 社外役員の意見
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	74百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	77百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、過年度の計画・実績の状況と監査報酬の推移等に基づき、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社4社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む)の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

一部の子会社において、財務諸表作成のための指導・助言等に関する業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると判断した場合は、会社法第344条第1項及び第3項に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針（資本政策の基本方針）

① 基本方針

当社は、強固で安定的な財務基盤を維持するとともに、利益率及び資産効率の向上、並びに適切な株主還元を通じて、中長期的な企業価値向上と株主利益の拡大に努めます。

② 株主還元

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、収益力の向上と財務基盤の強化を図りながら、連結配当性向40%~60%を目処として、安定的に配当を行うことを基本方針とします。また、財務状況や市場環境等を踏まえて、機動的な自己株式の取得及び消却を検討いたします。

③ 資産・資本効率

当社は、中期経営計画OYO Advance 2023において、2023年12月期の自己資本当期純利益率（ROE）5%の達成を目指しております。

また、当社の現預金に関しては、公共セクターとの取引が多い当社の事業特性上、一定規模の運転資金を確保する必要がありますが、これを上回る現預金については、研究開発・設備投資及びM&A等の企業成長戦略、並びに自己株式取得のための資金と位置付け、資産効率にも留意した内部留保金管理を行います。

(6) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、当社及び関係会社から成る企業集団（以下、当社を含め、「応用地質グループ」という）の業務の適正を確保するために必要な体制を整備するため、取締役会決議で内部統制基本方針を制定しております。2020年2月13日開催の取締役会において内部統制基本方針を一部改正しており、その内容は以下のとおりです。

- ① 応用地質グループ各社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）
 - a. 経営理念・経営ビジョンに基づく応用地質グループ企業行動規範・企業行動基準に則り、法令遵守はもとより社会規範に従って、健全な企業活動を推進する。
 - b. 上記企業行動規範・企業行動基準の徹底を図るため、コンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアル等に依り、応用地質グループ各社の取締役及び使用人に対して時宜に応じたコンプライアンス教育を行い、コンプライアンス経営の定着を図る。
 - c. 応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人に対して内部通報・相談窓口の設置・運営を周知するとともに、通報・相談者が当該通報・相談をしたことを理由に不

- 利益な扱いを受けないように徹底する。
- d. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、警察等関連機関とも連携し、毅然とした姿勢で対応する。
 - e. 当社内部監査担当部署は、当社及び関係会社の内部監査を定期的を実施する。
- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）
- a. 取締役の職務の執行に係る文書及び情報（取締役会議事録、執行役員会議事録、委員会議事録、稟議書、契約文書等；以下「職務実行情報」という）は、文書管理規程等に従って適切に管理・保存する。
 - b. 必要に応じて運用状況の検証及び規程の見直しを行う。
 - c. 取締役及び監査役は必要に応じて職務実行情報を参照できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）
- a. リスク管理を体系的に規定したリスク管理規程に従い、リスクの回避・低減を図る。
 - b. リスク管理に関する統括責任者を代表取締役社長とし、主管部署を置く。
 - c. 事業所責任者は、年初にリスク予防計画を作成して実行する。
- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務実施体制）
- a. 取締役会は取締役会規程に従い、経営の重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督等を行う。
 - b. 業務執行権限の委譲と執行責任を明確にした執行役員制度により、取締役の経営機能に専念できる体制を確保する。
 - c. 職位、職務、権限等を定めた職務権限規程、稟議規程に従い、適正で効率的な業務執行体制を敷いて経営の迅速化を図る。
- ⑤ 応用地質グループにおける業務の適正を確保するための体制（応用地質グループ管理体制）
- a. 当社は、関係会社に、国内関係会社管理規程及び海外関係会社管理規程に従い、定期的な報告を提出させるとともに、国内・海外関係会社上申・報告基準に定める上申・報告を義務付ける。
 - b. 当社は、関係会社と経営会議を定期的実施し、グループ経営全般に関する情報交換を行う。
 - c. 当社は、関係会社に、リスク管理に関する規程等の体制を整備させ、各社におけるリスクの回避・低減を図らせる。
 - d. 当社は、関係会社に、その規模や業態等に応じて、各社取締役の職務執行が効率的に行われるよう、上記④に準じた規程等の体制を整備させる。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用

- 人に対する指示の実効性確保に関する事項
- a. 取締役会は、監査役から補助使用人設置の要請があったときには速やかに対応する。
 - b. 補助使用人の任命、異動に係る事項については、事前に監査役会の同意を要する。
 - c. 監査役の指示に基づく補助使用人の業務については、取締役の指揮命令は及ばない。
 - d. 任命された補助使用人が、監査役の指示に基づく業務の重要性和独立性を十分に理解したうえでその職務を遂行するよう、周知・徹底する。
- ⑦ 応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制
- a. 応用地質グループ各社の取締役・監査役は、当社監査役の求めに応じて、経営状況に関する報告を適時行うとともに、職務執行に関し重要なコンプライアンス違反又は著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査役に報告する。
 - b. 応用地質グループ各社の取締役又はコンプライアンス担当部門の責任者は、内部通報制度の運用状況及び通報・相談事項について、定期的に当社監査役に報告を行う。重要な通報・相談事項については直ちに当社監査役に報告する。
 - c. 応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人は、何時にても当社監査役の求めに応じて、業務執行に関する説明を行う。
- ⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の支払い等に関する事項
- a. 監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当社は、当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席し意見を述べる事ができる。
 - b. 代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換会を開催する。
 - c. 監査役会は、会計監査人及び社外取締役と定期的に意見交換会を開催する。
- ⑩ 財務報告の適正と信頼を確保するための体制（財務報告に係る内部統制の評価・報告体制）
- a. 応用地質グループの財務報告の適正と信頼を確保するために必要な体制を整備する。
 - b. 上記システムの有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役に報告する。

また、上記体制に関する当事業年度の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 応用地質グループ各社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを

確保するための体制（コンプライアンス体制）について

応用地質グループでは、応用地質グループ企業行動規範・企業行動基準及びコンプライアンスハンドブックを当社グループ役職員に配布のうえ、継続的にコンプライアンス教育を行い、企業行動規範・企業行動基準遵守の徹底を図っております。また、当社内部監査担当部署が定期的に当社及び関係会社の内部監査を実施する一方、社内の通報窓口に加えて、外部弁護士による社外通報窓口を設置するなど、通報体制の整備・強化にも努めております。

- ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）について

当社は、取締役会議事録、執行役員会議事録、各種委員会議事録、稟議書等、取締役の職務執行に係る文書（電子的情報を含む）については、文書管理規程等に従って適切に管理・保存しております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）について

当社は、リスク管理規程に基づき、毎年度、当社グループの業務に関するリスクを識別・評価したうえで「〇Ｙ〇を取り巻く経営リスク一覧」を作成しております。また、これを元に、事業所毎に「リスク予防年間計画」を策定のうえリスク予防活動を実施し、年度末にその実効性評価を行っております。

- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務実施体制）について

当社は、取締役会規程において取締役会で決議すべき事項を定めておりますが、当事業年度中に取締役会を13回開催し、経営の重要事項についての審議並びに取締役の職務執行状況等についての監督を適正かつ効率的に行っております。

- ⑤ 応用地質グループにおける業務の適正を確保するための体制（応用地質グループ管理体制）について

当社は、国内・海外関係会社管理規程に従い、関係会社から上申・報告を提出させ、上申については必要な社内承認手続きを行っております。

また、関係会社から月次業務報告等の定例報告を受け、業務運営状況を確認するとともに、関係会社の経営幹部と定期的に経営会議を実施し、グループ経営全般に関する指示伝達・情報交換等を行っております。リスク管理についても、関係会社にリスク管理に関する規程等の体制を整備させ、その規模や業態に応じた適切なリスク管理の実施を指導しております。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項について

当社は、監査役の補助使用人を人事発令により任命し、監査役会の事務局業務を担当

させておりますが、任命に当たっては、その職務の重要性と独立性を十分に認識するよう徹底しております。

- ⑦ 応用地質グループ各社の取締役・監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制について

監査役は、当社の業務執行取締役及び執行役員並びに関係会社の代表取締役に対し、業務執行状況等に関するヒアリングを定期的を実施しております。また、監査役は、コンプライアンス室と情報交換のための会議を定期的に行い、内部通報制度の運用状況等について確認を行っております。なお、社内・社外窓口への内部通報内容については、監査役へ報告される体制を整備しております。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生じる費用の支払い等に関する事項について

当社は、監査役の職務執行に当たって生じる費用の支払いについては、速やかに事務処理を行っております。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

監査役は、取締役会、執行役員会等、当社の重要な会議に出席するとともに、代表取締役、会計監査人及び社外取締役と、定期的に意見交換を実施しております。

- ⑩ 財務報告の適正と信頼を確保するための体制（財務報告に係る内部統制の評価・報告体制）について

応用地質グループの財務報告の適正と信頼を確保するために、毎期、財務報告に係る内部統制の整備状況・運用状況を評価し、その結果を取締役に報告するとともに、評価結果に基づき必要な改善を継続的に実施しております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	67,114	流動負債	12,608
現金及び預金	22,293	支払手形及び買掛金	870
受取手形及び売掛金	2,892	業務未払金	2,686
完成業務未収入金及び契約資産	29,351	短期借入金	198
リース債権及びリース投資資産	3,900	リース債務	1,545
有価証券	989	製品保証引当金	139
商品及び製品	1,094	未払法人税等	690
仕掛品	1,356	未成業務受入金	386
原材料及び貯蔵品	3,591	賞与引当金	157
その他	1,672	受注損失引当金	1
貸倒引当金	△26	その他	5,932
固定資産	22,164	固定負債	6,163
有形固定資産	13,092	リース債務	2,828
建物及び構築物	4,476	退職給付に係る負債	1,799
機械装置及び運搬具	1,733	長期借入金	50
工具、器具及び備品	128	株式給付引当金	265
土地	5,883	繰延税金負債	683
リース資産	525	再評価に係る繰延税金負債	262
建設仮勘定	343	その他	273
無形固定資産	1,097	負債合計	18,771
ソフトウェア	846	(純資産の部)	
のれん	199	株主資本	68,472
その他	51	資本金	16,174
投資その他の資産	7,974	資本剰余金	12,159
退職給付に係る資産	1,749	利益剰余金	42,685
投資有価証券	4,541	自己株式	△2,547
長期貸付金	27	その他の包括利益累計額	1,474
繰延税金資産	88	その他有価証券評価差額金	1,178
投資不動産	282	土地再評価差額金	△2,942
その他	1,707	為替換算調整勘定	3,156
貸倒引当金	△422	退職給付に係る調整累計額	82
資産合計	89,278	非支配株主持分	560
		純資産合計	70,507
		負債純資産合計	89,278

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		59,011
売上原価		41,197
売上総利益		17,813
販売費及び一般管理費		15,295
営業利益		2,518
営業外収益		
受取利息	132	
受取配当金	114	
受取保険金及び保険配当金	97	
不動産賃貸料	45	
貸倒引当金戻入額	60	
その他	126	578
営業外費用		
支払利息	17	
持分法による投資損失	2	
貸倒引当金繰入額	1	
不動産賃貸原価	14	
固定資産除却	7	
その他	18	62
経常利益		3,033
特別利益		
投資有価証券売却益	80	
関係会社株式売却益	83	
関係会社清算益	30	193
税金等調整前当期純利益		3,227
法人税、住民税及び事業税	1,344	
法人税等調整額	15	1,359
当期純利益		1,868
非支配株主に帰属する当期純利益		4
親会社株主に帰属する当期純利益		1,864

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年 1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年1月1日 残高	16,174	13,863	42,204	△2,049	70,192
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△1,382	-	△1,382
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	1,864	-	1,864
自己株式の取得	-	-	-	△2,209	△2,209
自己株式の処分	-	-	-	7	7
自己株式の消却	-	△1,703	-	1,703	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	0	△0	-	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	△1,703	481	△498	△1,720
2022年12月31日 残高	16,174	12,159	42,685	△2,547	68,472

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2022年1月1日 残高	1,120	△2,942	864	161	△795	407	69,804
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△1,382
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	-	1,864
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△2,209
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	7
自己株式の消却	-	-	-	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-	-	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	57	-	2,291	△79	2,269	153	2,422
連結会計年度中の変動額合計	57	-	2,291	△79	2,269	153	702
2022年12月31日 残高	1,178	△2,942	3,156	82	1,474	560	70,507

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	25	社
主要な連結子会社の名称		OYO CORPORATION U.S.A. KINEMATRICS, INC. GEOMETRICS, INC. GEOPHYSICAL SURVEY SYSTEMS, INC. ROBERTSON GEOLOGGING LTD. FONG CONSULT PTE. LTD. FC INSPECTION PTE. LTD. GEOSMART INTERNATIONAL PTE.LTD. エヌエス環境株式会社 応用リソースマネージメント株式会社 東北ボーリング株式会社 オーシャンエンジニアリング株式会社 宏栄コンサルタント株式会社 応用地震計測株式会社 応用計測サービス株式会社 南九地質株式会社 応用ジオテクニカルサービス株式会社 株式会社ケー・シー・エス 応用アール・エム・エス株式会社

当連結会計年度において、株式取得によりGEOSMART INTERNATIONAL PTE. LTD.を連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において、株式売却によりNCS SUBSEA, INC.を連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

非連結子会社でありました、シグマ工業株式会社は当連結会計年度において清算されました。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数 …………… 4社

主要な会社等の名称 …………… IRIS INSTRUMENTS SAS
株式会社イー・アール・エス

当連結会計年度において、会社清算により1社減少しております。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

持分法を適用していない非連結子会社でありました、シグマ工業株式会社は当連結会計年度において清算されました。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

市場価格のない…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない…………… 移動平均法による原価法

株式等

ロ. デリバティブ…………… 時価法

ハ. 棚卸資産

商品・製品・原材料・仕掛品… 当社では総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）で評価しており、連結子会社のうち主たる会社においては先入先出法による低価法で評価しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）及び投資

不動産 ……………

当社及び国内の連結子会社の建物（建物附属設備は除く）については定額法によっておりますが、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。在外の連結子会社では定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） ……………

定額法

自社利用分のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づいております。

ハ. リース資産 ……………

主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 ……………

債権の貸倒の損失に備えるため、当社及び国内の連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。また、在外の連結子会社については個別の債権の回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金 ……………

当社及び連結子会社では、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 受注損失引当金 ……………

当社及び国内の連結子会社において、受注契約に係る将来の損失に備えるため、進行中の業務のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失見込額を計上しております。

- 二. 製品保証引当金 …………… 当社及び海外の一部の連結子会社において、製品の無償補修にかかる支出に備えるため、過去の無償補修実績を基礎として無償補償費見込額を計上しております。
- ホ. 株式給付引当金 …………… 役員株式給付規程・株式給付規程に基づく当社グループの役員・従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の
 帰属方法 …………… 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異及び
 過去勤務費用の費用
 処理方法 …………… 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
- ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準
 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（会計基準適用第30号2021年3月26日）を適用しており、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。
- イ. 調査業務契約に係る収益認識
 調査業務契約においては、機械ボーリングや道路施設（トンネル等）点検、法面観測、地すべり対策設計、水質・土壌・悪臭分析、洋上風力発電設置に伴う海上ボーリングといった海洋調査等、データの収集、解析、設計、コンサルティング等を行っており、これらに関して当社グループが提供する業務を履行義務として識別しております。

調査業務契約は、進捗部分について成果の確実性が認められ、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転するため、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法によっております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主としてコストに基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができない場合には、原価回収基準を適用しております。

ロ. 物品販売（主に計測機器販売）に係る収益認識

物品販売においては、地震観測・監視装置や非破壊検査装置等の物理探査装置、左記機器を使用したモニタリングシステムの製造、販売及び保守サービス等を行っており、これらに関して当社グループが提供する業務を履行義務として識別しております。

物品販売のうち、国内販売は引渡時において物品に対する支配が顧客へ移転するため、引渡時点で収益を認識しております。また、海外販売は、履行義務が充足される一時点で収益を認識しております。

ハ. ライセンス販売に係る収益認識

ライセンス販売においては土地情報システムや運行管理システム、各種解析ソフト等のライセンスの販売やシステムの受託販売を行っており、これらに関して当社グループが提供する業務を履行義務として識別しております。

ライセンスの販売は、クラウドサービス等のライセンスの性質がアクセス権である場合には一定の期間にわたり収益を認識し、ソフトウェアの納入等ライセンスの性質が使用权である場合には、引渡時に収益を認識しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法 …………… 繰延ヘッジ処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象 …… ヘッジ手段 為替予約
ヘッジ対象 買掛金

ハ. ヘッジ方針 …………… 為替変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法 …… ヘッジ対象とヘッジ手段との関係が直接的であるためヘッジの有効性の評価を省略しております。

⑦ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、10年間の均等償却をおこなっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首より適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において金融商品の時価のレベル毎の内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

(米国会計基準 ASU第2016-02「リース」の適用)

在米連結子会社において、米国会計基準 ASU第2016-02「リース」を当連結会計年度から適用しています。

これにより、借手のリースは、原則として全てのリースについて資産及び負債を認識しています。当該会計基準の適用にあたっては、その経過的な取扱いに従って、当該会計基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

この結果、当連結会計年度の連結貸借対照表において、「有形固定資産」の「リース資産」が230百万円、「流動負債」の「リース債務」が172百万円及び「固定負債」の「リース債務」が70百万円増加しております。

なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、流動資産の「完成業務未収入金」と表示していた科目名称を、より実態に即した明瞭な表示とするために、「完成業務未収入金及び契約資産」に変更しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(応用地質株式会社における調査業務契約の履行義務の充足に係る進捗度の見積りによる収益認識)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高 20,228百万円

(注) 上記の金額は、調査業務契約の履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる調査業務契約のうち、当連結会計年度末時点で完全な履行義務を充足していない調査業務契約を対象として記載しております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

調査業務契約に係る売上高は、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法にて算出しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主としてコストに基づくインプット法（見積総原価に対する実際原価の割合）によっております。なお、進捗度を見積もることのできない調査業務契約については、発生した費用の範囲で収益を認識しております。

②当連結会計年度の連結計算書類の金額の算出に用いた主要な仮定

調査業務の原価総額の見積りは、外部から入手した見積書や社内で承認された標準単価等の客観的な価格により詳細に積み上げて算出しておりますが、調査業務に対する専門的な知識と経験に基づく判断を伴うため、調査業務の原価総額の見積りが主要な仮定であります。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

調査業務は個別性が強く、基本的な仕様や作業内容が顧客の指図に基づいて行われます。工期を通じて顧客との合意に基づき当初の契約から調査業務の契約内容が変更される場合や、着工後に判明する事実により、見積り工数の変更及び外注費等の変動が生じる場合があります。その場合には調査業務の原価総額の見積りが変動することに伴い、履行義務の充足に係る進捗度が変動することにより、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する収益の金額に影響を与える可能性があります。

5. 追加情報に関する注記

該当事項はありません。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

投資その他の資産のその他	494百万円
計	494百万円

在米連結子会社の信用状の与信枠（2,919百万円）に対して、米国の動産担保法制により、在米連結子会社の制限付預金399百万円を担保に供しております。また、在米連結子会社の連結子会社の米国外の信用状の発行に対して、在米連結子会社の制限付預金95百万円を担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額	17,796百万円
(3) 有形固定資産の減損損失累計額	38百万円
(4) 投資不動産の減価償却累計額	251百万円
(5) 土地の再評価について	
再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の簿価との差額	△253百万円
このうち賃貸等不動産に係る差額	△55百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	26,664,373株	0株	1,000,000株	25,664,373株

(注) 2022年11月11日開催の取締役会決議により、会社法第178条の規定に基づき、2022年11月25日付で1,000,000株を消却しております。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,489,575株	1,071,611株	1,005,485株	1,555,701株

(注) 1. 自己株式の普通株式当連結会計年度期首の株式数には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する自己株式544,944株を含めております。

2. 自己株式の普通株式当連結会計年度末の株式数には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する自己株式539,459株を含めております。

3. 変動事由

増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく取得による増加	1,070,800株
単元未満株式の取得による増加	811株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の消却による減少	1,000,000株
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）からの払出による減少	5,485株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金の支払額等

イ. 2022年3月25日開催第65回定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額	771百万円
1株当たり配当金額	30.00円
基準日	2021年12月31日
効力発生日	2022年3月28日

(注) 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する自社の株式に対する配当金16百万円が含まれております。

ロ. 2022年8月10日開催取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	610百万円
1株当たり配当金額	24.00円
基準日	2022年6月30日
効力発生日	2022年9月20日

(注) 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する自社の株式に対する配当金12百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2023年3月24日開催第66回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

配当金の総額	591百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当金額	24.00円
基準日	2022年12月31日
効力発生日	2023年3月27日

(注) 配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する自社の株式に対する配当金12百万円が含まれております。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、設備投資に必要な資金や短期的な運転資金は、原則として自己資金により賄っており、余剰資金については安全性の高い金融商品に限定して運用しております。また、デリバティブ取引は、主に将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は一切行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、完成業務未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。外貨建てのものについては為替の変動リスクに晒されておりますが、一部はデリバティブ取引（通貨スワップ及び為替予約）を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に格付の高い債券や投資信託、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、業務未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。外貨建てのものについては為替の変動リスクに晒されておりますが、一部はデリバティブ取引（通貨スワップ及び為替予約）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、為替の変動によるリスク回避を目的とした、通貨スワップ取引及び為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑥重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業管理規程に従い、営業債権について取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理する体制をとっております。連結子会社についても、当社に準じて同様の管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、有価証券運用規程に従い、安全性の高い金融商品に限定して運用しているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務の一部について、通貨スワップ及び為替予約を利用して為替の変動リスクをヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券については、市況及び有価証券の時価等を定期的に把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。なお、連結子会社についても、当社に準じて同様の管理を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、当社に準じて同様の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	4,375	4,375	－
資産計	4,375	4,375	－

(注) 1. 現金及び預金、受取手形及び売掛金、完成業務未収入金及び契約資産

現金は記載を省略しており、預金、受取手形、売掛金、完成業務未収入金、契約資産は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。

2. 支払手形及び買掛金、業務未払金、未払法人税等

支払手形、買掛金、業務未払金、未払法人税等は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。

3. 市場価格がない株式等（非上場株式（連結貸借対照表計上額297百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額857百万円））は、「資産 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	3,246	—	—	3,246
その他	—	1,129	—	1,129
資産計	3,246	1,129	—	4,375

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式は上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。株式以外のその他有価証券については、取引金融機関から提示された価格により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、2022年8月10日開催の取締役会の決議に基づき、2022年10月3日付で、Geosmart International Pte. Ltd.の株式を取得したことにより子会社化いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称

Geosmart International Pte. Ltd. (以下 Geosmart社)

事業の内容

インフラモニタリング及びモニタリング機器設置、地盤調査地盤改良、井戸の復水処理

② 企業結合を行った主な理由

2010年に設立された Geosmart社は、シンガポールにおいて建設工事・構造物に関わるモニタリング、地盤調査、地盤改良、井戸の復水処理等を主な業務とする企業であり、特にシンガポールの公共事業を中心にサービスを提供しております。Geosmart社の子会社化により、すでにシンガポールで活動しております設計・施工監理・インフラ点検を業務とする子会社と協働し、シンガポール建設市場でのワンストップサービスの提供を目指すと共に、応用地質の技術提供による、シンガポール建設市場での地盤三次元化・インフラ点検の高度化等の事業を進めることを目的としております。

③ 企業結合日

2022年10月3日 (みなし取得日 2022年10月1日)

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

60%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したためであります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2022年10月1日から2022年12月31日まで

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得原価及び対価につきましては、相手先との株式譲渡契約上の守秘義務に基づき非開示とさせていただきます。なお、第三者機関による適切なデューデリジェンスを実施し、価格の妥当性を検証するための十分な手続きを実施しております。

(4)企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及びそれらの今後の会計処理方針

株式譲渡契約に基づき、今後一定の事象が発生することに伴い、追加の支払いを行うこととしております。また、取得原価の変動が発生した場合には、取得時に支払ったものとみなして取得原価を修正し、のれんの金額及びのれんの償却額を修正することとしております。

(5)主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 68百万円

(6)企業結合により発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額 210百万円

なお、発生したのれんの金額は、当連結会計年度末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(7)企業結合により受け入れた資産及び負債の額並びにその主な内訳

流動資産	623百万円
固定資産	328百万円
資産合計	952百万円
流動負債	352百万円
固定負債	242百万円
負債合計	594百万円

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、茨城県その他の地域において、賃貸用共同住宅（土地を含む。）等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）
470	462

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については路線価等の市場価格を反映していると考えられる指標に基づき算定した金額であります。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、「インフラ・メンテナンス事業」、「防災・減災事業」、「環境事業」、「資源・エネルギー事業」の4つを報告セグメントとしております。

当社グループの売上収益は、日本国内への売上収益については顧客区分ごとに「国・官公庁」、「地方公共団体」、「民間その他」とし、日本国外への売上収益については「海外」として、4つの区分に分解し、認識します。

日本国内の顧客区分別及び海外に分解された財又はサービスの収益と当社グループの4つの報告セグメントとの関連は次のとおりです。

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた収益	57,562
その他の源泉から生じた収益	1,449
合計	59,011

(単位：百万円)

		インフラ・メンテナンス事業	防災・減災事業	環境事業	資源・エネルギー事業	内部消去	合計
日本	国・官公庁	3,718	4,494	2,420	2,739	-	13,372
	地方公共団体	3,117	2,411	3,279	0	-	8,809
	民間その他	9,067	3,269	4,258	8,736	△1,027	24,305
海外		3,371	3,471	10	4,220	-	11,074
合計		19,275	13,646	9,968	15,697	△1,027	57,562

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における当社及び連結子会社における顧客との契約から計上された売上債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。なお、連結貸借対照表上、売上債権は「受取手形及び売掛金」、「完成業務未収入金及び契約資産」に、契約資産は「完成業務未収入金及び契約資産」に、契約負債は「未成業務受入金」及び「その他」に含めております。

(単位：百万円)

	2022年12月31日	
	期首残高	期末残高
売上債権	6,145	6,964
契約資産	18,036	25,279
契約負債	653	745

契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により生じたものであります。契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

なお、当連結会計年度中に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は647百万円であり、過去の期間に充足された履行義務に係る金額は重要ではありません。

②残存する履行義務に配分された取引価格

当連結会計年度末時点における未履行の履行義務残高は下記のとおりです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超	合計
当連結会計年度	18,735	9,340	28,075

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,901円31銭
(2) 1株当たり当期純利益	75円33銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	34,239	流動負債	6,610
現金及び預金	6,603	業務未払金	1,992
受取手形	37	買掛金	45
完成業務未収入金及び契約資産	24,153	未払金	3,122
売掛金	220	未払法人税等	282
有価証券	989	未払費用	339
商品及び製品	477	未成業務受入金	274
仕掛品	147	預り金	373
原材料及び貯蔵品	320	賞与引当金	120
その他	1,287	その他	58
固定資産	27,917	固定負債	2,829
有形固定資産	7,895	退職給付引当金	1,862
建物	2,912	株式給付引当金	265
構築物	80	関係会社事業損失引当金	22
機械及び装置	860	繰延税金負債	315
車両運搬具	1	再評価に係る繰延税金負債	262
工具、器具及び備品	44	その他	100
土地	3,951	負債合計	9,439
リース資産	38	(純資産の部)	
建設仮勘定	7	株主資本	54,480
無形固定資産	710	資本金	16,174
ソフトウェア	702	資本剰余金	11,656
その他	8	資本準備金	4,043
投資その他の資産	19,310	その他資本剰余金	7,612
投資有価証券	3,682	利益剰余金	29,197
関係会社株式	13,131	利益準備金	488
長期貸付金	27	その他利益剰余金	28,709
その他	2,670	別途積立金	23,307
貸倒引当金	△201	繰越利益剰余金	5,402
資産合計	62,156	自己株式	△2,547
		評価・換算差額等	△1,764
		その他有価証券評価差額金	1,178
		土地再評価差額金	△2,942
		純資産合計	52,716
		負債純資産合計	62,156

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		34,092
売上原価		24,930
売上総利益		9,161
販売費及び一般管理費		7,861
営業利益		1,300
営業外収益		
受取利息及び配当金	503	
受取保険金及び保険配当金	76	
不動産賃貸料	69	
その他の	37	
営業外費用		687
支払利息	0	
不動産賃貸原価	26	
為替差損	10	
自己株式取得手数料	11	
関係会社事業損失引当金繰入額	22	
その他の	3	
経常利益		75
特別利益		1,912
投資有価証券売却益	80	80
特別損失		
関係会社株式評価損	140	140
税引前当期純利益		1,852
法人税、住民税及び事業税	523	
法人税等調整額	25	548
当期純利益		1,304

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
2022年1月1日 残高	16,174	4,043	9,316	13,359	488	23,307	5,480	29,275
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△1,382	△1,382
当期純利益	-	-	-	-	-	-	1,304	1,304
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	△1,703	△1,703	-	-	-	-
土地再評価差額金取崩	-	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	△1,703	△1,703	-	-	△78	△78
2022年12月31日 残高	16,174	4,043	7,612	11,656	488	23,307	5,402	29,197

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
2022年1月1日 残高	△2,049	56,760	1,120	△2,942	△1,821	54,938
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	-	△1,382	-	-	-	△1,382
当期純利益	-	1,304	-	-	-	1,304
自己株式の取得	△2,209	△2,209	-	-	-	△2,209
自己株式の処分	7	7	-	-	-	7
自己株式の消却	1,703	-	-	-	-	-
土地再評価差額金取崩	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	57	-	57	57
事業年度中の変動額合計	△498	△2,280	57	-	57	△2,222
2022年12月31日 残高	△2,547	54,480	1,178	△2,942	△1,764	52,716

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------------------------------|---|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 …………… | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの …… | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 市場価格のない株式等 …………… | 移動平均法による原価法 |
| ③ デリバティブ …………… | 時価法 |
| ④ 棚卸資産
商品・製品・原材料・仕掛品 …………… | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| 貯蔵品 …………… | 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|---------------------------------|--|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く）及び投資不動産 …………… | 建物（建物附属設備は除く）については定額法によっておりますが、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。
なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。
建物 2～50年
機械及び装置 2～7年 |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く） …… | 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法を採用しております。 |
| ③ リース資産 …………… | 主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
| ④ 長期前払費用 …………… | 定額法を採用しております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|---------------|---|
| ① 貸倒引当金 …………… | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 …………… | 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 …… | 従業員の退職給付に備えるため当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、費用処理しております。 |
| ④ 受注損失引当金 …… | 受注契約に係る将来の損失に備えるため、進行中の業務のうち、当事業年度末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失見込額を計上しております。 |
| ⑤ 製品保証引当金 …… | 製品の無償補修にかかる支出に備えるため、過去の無償補修実績を基礎として無償補償費見込額を計上しております。 |
| ⑥ 株式給付引当金 …… | 役員株式給付規程・株式給付規程に基づく役員・従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。 |
| ⑦ 関係会社事業損失引当金 | 関係会社の事業に伴う損失に備えるため、当該関係会社の財政内容等を勘案し、計上しております。 |

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（会計基準適用第30号 2021年3月26日）を適用しており、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

① 調査業務契約に係る収益認識

調査業務契約においては、機械ボーリングや道路施設（トンネル等）点検、法面観測、地すべり対策設計、水質・土壌・悪臭分析、洋上風力発電設置に伴う海上ボーリングといった海洋調査等、データの収集、解析、設計、コンサルティング等を行っており、これらに関して当社が提供する業務を履行義務として識別しております。

調査業務契約は、進捗部分について成果の確実性が認められ、財又はサービスに対する支

配が顧客に一定の期間にわたり移転するため、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法によっております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主としてコストに基づくインプット法によっております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができない場合には、原価回収基準を適用しております。

② 物品販売（主に計測機器販売）に係る収益認識

物品販売においては、地震観測・監視装置や非破壊検査装置等の物理探査装置、左記機器を使用したモニタリングシステムの製造、販売及び保守サービス等を行っており、これらに関して当社が提供する業務を履行義務として識別しております。

物品販売のうち、国内販売は引渡時において物品に対する支配が顧客へ移転するため、引渡時点で収益を認識しております。また、海外販売は、履行義務が充足される一時点で収益を認識しております。

③ ライセンス販売に係る収益認識

ライセンス販売においては土地情報システムや運行管理システム、各種解析ソフト等のライセンスの販売やシステムの受託販売を行っており、これらに関して当社が提供する業務を履行義務として識別しております。

ライセンスの販売は、クラウドサービス等のライセンスの性質がアクセス権である場合には一定の期間にわたり収益を認識し、ソフトウェアの納入等ライセンスの性質が使用権である場合には、引渡時に収益を認識しております。

(5) ヘッジ会計の方法

- | | |
|------------------|--|
| ① ヘッジ会計の方法 …………… | 繰延ヘッジ処理によっております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 …… | ヘッジ手段 為替予約
ヘッジ対象 買掛金 |
| ③ ヘッジ方針 …………… | 為替変動リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。 |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 …… | ヘッジ対象とヘッジ手段との関係が直接的であるためヘッジの有効性の評価を省略しております。 |

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首より適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、流動資産の「完成業務未収入金」と表示していた科目名称を、より実態に即した明瞭な表示とするために、「完成業務未収入金及び契約資産」に変更しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(調査業務契約の履行義務の充足に係る進捗度の見積りによる収益認識)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 20,262百万円

(注) 上記の金額は、調査業務契約の履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる調査業務契約のうち、当事業年度末時点で完全な履行義務を充足していない調査業務契約を対象として記載しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表の「会計上の見積りに関する注記(応用地質株式会社における調査業務契約の履行義務の充足に係る進捗度の見積りによる収益認識)(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 追加情報に関する注記

該当事項はありません。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	11,210百万円
(2) 投資不動産の減価償却累計額	251百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権・債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	434百万円
② 短期金銭債務	194百万円
(4) 土地の再評価について 再評価を行った土地の当事業年度末における 時価と再評価後の簿価との差額	△253百万円
(5) 保証債務 FONG CONSULT PTE.LTD.の借入金に対 する保証	198百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高

168百万円

仕入高

1,710百万円

販売費及び一般管理費

148百万円

営業取引以外の取引高

432百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,489,575株	1,071,611株	1,005,485株	1,555,701株

(注) 自己株式の普通株式当事業年度期首の株式数には、株式会社カストディ銀行（信託E口）が保有する自己株式544,944株を含めております。

自己株式の普通株式当事業年度末の株式数には、株式会社カストディ銀行（信託E口）が保有する自己株式539,459株を含めております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
賞与引当金		42百万円
未払事業税		40百万円
有価証券評価損		12百万円
退職給付引当金		525百万円
土地再評価差額金		1,082百万円
合併受入資産評価差額		48百万円
その他		515百万円
繰延税金資産	小計	2,268百万円
評価性引当額		△1,396百万円
繰延税金資産	合計	871百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△504百万円
前払年金費用		△488百万円
土地再評価差額金		△262百万円
合併受入資産評価差額		△133百万円
その他		△60百万円
繰延税金負債	合計	△1,450百万円
繰延税金負債の純額		△578百万円

10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,186円61銭
(2) 1株当たり当期純利益	52円72銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年3月1日

応用地質株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 恭治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 真紀江
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、応用地質株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、応用地質株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年3月1日

応用地質株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 恭治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 真紀江
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、応用地質株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、コンプライアンス室(内部監査担当部門)その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月2日

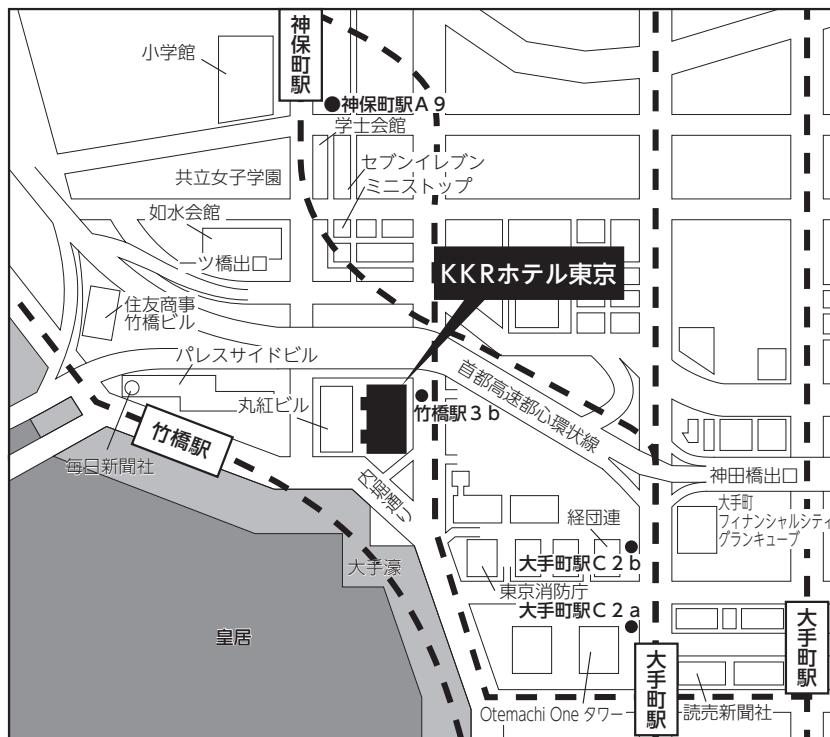
応用地質株式会社 監査役会

常勤監査役	香 川 眞 一 ㊟
社外監査役	内 藤 潤 ㊟
社外監査役	酒 井 忠 司 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区大手町一丁目4番1号
K K Rホテル東京 11階 孔雀の間
電話 03-3287-2921



- 交通
- ◎地下鉄（東西線）竹橋駅3 b 出口直結
 - ◎地下鉄（千代田線他）大手町駅C 2 a・b 出口より徒歩5分
 - ◎地下鉄（都営三田線他）神保町駅A 9 出口より徒歩5分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

